

大阪市告示第901号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野屋内プール 水泳場	令和8年7月1日（水）	午前9時から
	令和8年7月8日（水）	午前11時まで
	令和8年7月15日（水）	午後5時から
	令和8年7月22日（水）	午後7時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）